令和6年度

# 自治会長会議

~資 料 集~

### 資料集目次

資料 1	自主防災組織育成事業について(総務課危機管理室)・・・・・P1
資料2	自治会に対する支援について(生活環境課)・・・・・・・・P2
資料3	新型コロナウイルス感染症の医療体制について
	(すこやか子育て課)・・・P5
資料4-1	ワクチン接種の費用助成について(すこやか子育て課)・・・・・P6
資料4-2	ワクチン接種の費用助成について(すこやか子育て課)・・・・・P7
資料 5	多面的機能支払交付金事業について (農地林務課)・・・・・・P8
資料6	熊による被害防止対策について (農地林務課)・・・・・・・P9
資料 7	森林経営管理制度について(農地林務課)・・・・・・・・・P10
資料8	個人向け再エネ・省エネ導入等の支援等について (産業活力課)・・P 1 1
資料 9	安全安心住まいづくり事業について (都市整備課)・・・・・・P 1 2
資料10	組織機構と主な業務について ・・・・・・・・・・・・・P14
別添資料 1	自治会関係名簿(生活環境課)

# 資料1 自主防災組織育成事業について

# 自主防災組織育成事業

	助成内容·对象条件	助成率·助成内容等	対象者	問合せ先
		①自主防災計画策定事業 自主防災組織を新たに結成する自治会等に 対し自主防災計画策定費用を交付 補助率:10/10、上限2万円	自治会等	
		②自主防災活動事業 自主防災計画に基づく防災訓練などの事業 費用を交付 補助率10/10、上限3万円	自主防災組織	
地域を多るのである。	地域住民による自主的な防災組織の育成及び防災意識の高揚を図るため、自治会等が行う防災に関する事業経費の一部を助成(すべて1団体1回に限る)	③自主防災用資機材等整備事業 災害の被害防止活動及び軽減活動に直接 資する資機材等の整備費用を交付 補助率:10/10、上限75万円 ※ただし、複数の自治会等の構成による 自主防災組織の場合、上限100万円	前年度以前に 結成された自 主防災組織	総務課 危機管理室 30-0299
		④自主防災組織育成事業 災害の被害防災活動および軽減活動に直接 資する資機材等の拡充費用を交付 補助率:10/10、上限 25 万円	結成後 10 年を経過した自主防災組織	
過去に	過去に水害のあった地域など、設置を希望する自主防災組織	土のうストックヤードの整備	自主防災組織	

#### 自治会館建設事業費補助制度について

自治会が実施する自治会館の新築・改築・増築・改修にかかる費用に対して補助金を交付する制度です。実施年度の前年度に交付申請審査を実施し、次年度に事業実施となります。

#### 1. 対象となる事業(事業費30万円以上のものが対象となります)

#### <新築・改築>

新築、改築後25年、または増築、改修後10年を経過しているもの。

#### <増築>

新築、改築、増築、改修後10年を経過しているもの。ただし排水設備の公共下水道接続や 耐震補強のための事業等の例外があります。

#### <改修>

①と②のどちらかの選択となります。

ただし排水設備の公共下水道接続や耐震補強のための事業等の例外があります。

- ①新築、改築、増築、改修後10年を経過しているもので、かつ、前回補助金利用後より 10年を経過している場合。
- ②新築、改築、増築、改修後5年を経過しているもので、かつ、前回補助金利用後より5年を経過している場合。
- ※前回補助金利用額が 50 万円以上の場合は、②を選択する場合でも 10 年経過しなければ 対象とならないため、ご注意ください。

#### 2. 補助額

<新築・改築・増築>

算定基準と限度額があり、自治会によって変動しますのでお問い合わせください。

#### <改修>

- ①新築、改築、増築、改修後10年を経過しているものは、100万円を上限とし、対象事業費の2分の1以内(千円未満切り捨て)とします。
- ②新築、改築、増築、改修後5年を経過しているものは、50万円を上限とし、対象事業費の 2分の1以内(千円未満切り捨て)とします。

#### 3. 申請から補助金交付までの流れ

①交付申請前審査: <u>事業を実施しようとする年度の前年9月まで</u>に、事前協議書等必要書類を 提出し、補助金交付申請前の審査を受ける必要があります。

②交付申請:審査の結果適正な事業と認められたら、事業を実施しようとする年度になってから、補助金交付申請書に工事内訳書や自治会構成員名簿等の必要書類を添付し、交付申請を行います。

<u>※必ず交付決定がされた後に事業に着手してください。交付決定前に事業に着手した場合は</u> 補助金の交付ができないためご注意ください。

③事業実績報告:事業終了後、実績報告書に、工事契約書の写し等必要書類を添付し、提出する必要があります。

#### 4. 問い合わせ先

生活環境課 コミュニティ推進班 **☎**30-0202/FAX22-2042

#### 自治会元気づくり応援補助制度について

#### 1. 補助率および補助上限額

- 〇会員世帯数**30世帯以下**の自治会が実施主体の場合・・・
  - ①補 助 率→3/4
  - ②補助上限額→15万円以内(千円未満切り捨て)
- 〇会員世帯数**31世帯以上**の自治会が実施主体の場合・・・
  - ①補 助 率→1/2
  - ②補助上限額→10万円以内(千円未満切り捨て)

#### 2. 補助対象事業

以下の4種類の元気づくり事業に対して補助金を交付します。

①福 祉 事 業:高齢者や子ども等を対象とした活動

②環境整備事業:自治会の美化活動や緑化推進活動

③文 化 事 業:地域の伝統文化を育み継承する活動

④交 流 事 業:自治会員の交流を深めるための活動

#### 3. 補助事業例

- ①福 祉 事 業…「健康体操」や「学習会」等
- ②環境整備事業…「ゴミ集積所整備」や「花壇づくり」等
- ③文 化 事 業…「太鼓・浴衣の購入」や「屋台の修繕」等
- ④交流事業…「スポーツ大会」や「もちつき大会」等

#### 4. 注意事項・問い合わせ先

- 〇一度、補助金の交付を受けた自治会は、交付を受けた年度を含めて3年間交付を受けられないため、計画的に補助金をご活用ください。
- ○補助金交付決定前に事前に着手しないようご注意ください。
- ○<u>申請額が予算額に達した場合は、次年度以降の対象となります</u>ので、ご了承ください。 不明な点については、下記までご相談ください。

生活環境課 コミュニティ推進班 ☎30-0202/FAX22-2042

#### 集落活動応援事業について

市内の自治会では、少子高齢化や人口減少が進み、特に規模の小さい自治会では従来の活動の継続や自治会の維持を課題としている自治会が多くなってきました。

そこで、そのような自治会の活力を再生させ、市全体を元気にするために、「集落活動応援事業」を実施しています。この事業は、世帯数がおおむね50世帯以下の自治会を対象に、自治会が抱える課題解決や活性化に向けた取り組みの計画策定から活動までをサポートするものです。

#### 1. 事業内容

#### ①対象となる自治会

- 〇世帯数がおおむね50世帯以下
- ②計画策定(期間:1~2年)※事業年度ごとに申請と実績報告が必要
  - 〇自治会で話し合いを行いながら課題を把握し、課題解決や活性化に向けて、長期的・ 継続的な活動につながる活動計画を策定します。
  - ○市の支援
  - 話し合い、計画づくりの支援(集落支援員)
  - 補助金(上限 10 万円。補助率 1 0 / 1 0 で最大 2 年間利用可能。)
- ③計画に基づいた活動の実施(期間:1~3年)※事業年度ごとに申請と実績報告が必要 〇審査会を経て事業認定された活動に取り組みます。

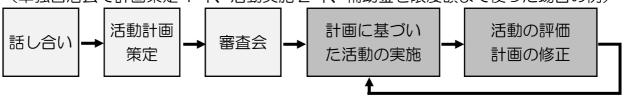
活動内容例:コミュニティビジネス事業、伝統芸能の復活事業、他自治会や都市住民 との交流事業 等

#### ○市の支援

・補助金(上限50万円。補助率10/10で最長3 年間継続利用可能。ただし、 2 年以上継続する場合でも補助金額は最大で50万円。2つ以上の自治会 が連携して行う場合は上限100万円)

#### 2. 事業の流れ

(単独自治会で計画策定1年、活動実施2年、補助金を限度額まで使った場合の例)



策定1年目10万円

活動1年目30万円

|活動2年目20万円

#### 3. 問い合わせ先

○「補助の内容について詳しく聞きたい」、「役員で説明を聞きたい」等、お気軽にお問い 合わせください。

生活環境課 コミュニティ推進班 ☎30-0202/FAX22-2042

#### 資料3 新型コロナウイルス感染症の医療体制について

#### ○医療提供体制について

	令和6年4月以降			
① 外来対応医療機関 コロナ専用病床	令和6年3月末で対応終了			
② コロナ治療薬 医療費の自己負担割合に応じて窓口負担				
③ 医療費 医療費の自己負担割合に応じて窓口負担 ※高額療養費適用				

#### ○ワクチン接種について

	△和 6 年 1 日 □ 咚				
	令和 6 年 4 月以降				
【定期接種】 ・65歳以上の方 ・60~64歳で重症化リスクの高い方 ・60~64歳で重症化リスクの高い方 (心臓、腎臓、または呼吸器の機能に障害を有する者(身体障害者手) 1級程度)及び、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する方) 【任意接種】 上記以外の方					
【定期接種】 ・市では、2,000円程度の助成をいたします。 ・自己負担は5,000円程度となります。 【任意接種】 ・任意接種の対象者のうち、小児(6か月~13歳未満)と妊婦には市成があります。助成額が決まり次第、広報等でお知らせします。					
・年に1回、秋冬接種 ③ 接種時期及び予約方法 ・医療機関に直接予約 ※実施医療機関が決まり次第、広報等でお知らせします。					
・令和6年4月以降の接種では、接種時に接種券の提出は不要となる接種券は発送いたしません。 ・未使用の接種券がお手元にある場合でも、4月以降の接種では使ません。					

#### ○基本的な感染対策について

- ・こまめな手洗いや手指消毒、定期的な換気、場面に応じたマスクの着用を心掛けてください。
- ・発熱などで受信する際には、医療機関に必ず事前連絡してください。
- ・今後も発熱などの体調不良に備えて、解熱剤などをご準備ください。

#### ○相談窓口(厚生労働省)

TEL:0120-565653(フリーダイヤル)

受付時間:9時~21時(土日・祝日も実施)

資料4-1 ワクチン接種の費用助成について

# おたふくかぜ

# ワクチン接種の

# 費用助成します



おたふくかぜとは、ムンプスウイルスが飛沫となって感染し、 耳下腺などが腫れる病気です。お子さんの健康を守るため に、ぜひワクチン接種をしましょう。

対象	接種日において満1歳~就学前の鹿角市に住民登録のあるお子さん
助 成 金 額	4,000円/回
助成回数	上限2回

#### ワクチンは2回接種が推奨されています

#### 

おたふくかぜの発病は3~6歳が多いため、3歳より前に1回目を接種することが勧められています。また、集団生活では感染する機会が増えるため、小学校入学前にもう一度接種することが推奨されています。

#### ーお問い合わせー

鹿角市すこやか子育て課 健康づくり班 ②0186-30-0119

実施医療機関や、費用助成の詳細は市のホームページにてご確認いただけます。



# 50歳以上の鹿角市民のみなさまへ

# 無状疱疹の 悪球種費服 多防接種費服 を助成します!

日本人の約9割は水痘・帯状疱疹ウイルスを持っており、特に50歳以上になると発症率が増加し、80歳までに3人に1人が発症すると言われています。

# 対象 鹿角市に住所を有し、接種日において50歳以上の方 ワクチンの種類によって助成金額、回数が異なります

ワクチン	生ワクチン (水痘ワクチン)	不活化ワクチン (シングリックス)
接種回数	1回	2回
接種費用	約10,000円/回	約24,000円/回
助成金額	5,000円/回 (上限1回)	10,000円/回 (上限2回)
効果	発症予防効果50~70% 効果期間約5年	発症予防効果96%以上 効果期間約9年

△ 会計では、助成金額を差し引いた金額が請求されます

市のホームページからもご確認いただけます。





お問い合わせ

・鹿角市すこやか子育で課健康づくり班 ☎30-0119。

## 多面的機能支払交付金事業

集落等で主体的に行う、農地や農業用水路などの維持保全、生態系保全、 景観形成等に対する取り組みに対し補助金を交付します。農村環境の向上や 地域の活性化にこの事業をご活用ください。

#### 農地維持支払交付金

10アールあたり 3,000円 10アールあたり 2,000円 補助金額 水田

農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補修などの活動 支援対象

対象団体農業者のみで構成される組織または、農業者と地域住民等で構

成される組織

#### **資源向上支払交付金**(地域資源の質的向上を図る共動活動)

補助金額 水田 10アールあたり 2,400円

畑 10アールあたり 1,440円(※下記参照)

支援対象 水路・農道等の軽微な補修、植栽による景観形成や水質保全な

どの活動

対象団体 農業者と地域住民等で構成される組織(上記「農地維持支払交付

金」と併せて取り組むことも可能です)

※ 旧農地・水保全管理支払事業を含め、5年以上継続して取り組んでいる 活動組織は、水田・畑ともに、75%単価を適用します。

活動組織を新しく設立するためには、「事業計画」や「活動組織の規約」等 を作成する必要があります。(市で作成支援を行います。) 取り組みを希望・ 検討の際はいつでもご相談に乗りますので、お気軽にご連絡ください。



自治会での説明会にもお伺いします。 下記までご連絡ください。

申込み・問合わせ先 農地林務課農地整備班 TEL 30-0246

#### 資料6 熊による被害防止対策について

#### 令和6年度 野生鳥獣被害対策関連補助事業

#### (1) 鹿角市農業生産被害防止対策事業 (電気柵ほか機材の設置に対する補助)

補助率

税抜事業費の1/3 (電気柵等への補助額は、上限20万円、下限2万円。) (防風ネットは、上限10万円。)

対象者

果樹、コーン類、酪農、畜産農家等で農畜産物を販売している農家

要件等

- ①対象作物は出荷販売する果樹、コーン類、畜産施設、畜産における自給飼料。
- ②事業の性質上、緊急性が高いと認められる園地等から優先的に採択する場合があります。
- ③対象経費(機材等)は、電気柵、爆音機、防鳥ネットの鳥獣害対策のほか、病害対策としての防風ネット等、有効と判断される施設の設置に要する経費とします。
- ④実施後3年間は申請した品目の経営面積維持をお願いします。
- ⑤中古機材や相対による譲渡等の購入経費は対象外。

#### 事業についてのお問い合わせは 鹿角市農業振興課 ブランド作物推進班 № 30-0243へ

#### (2) 鹿角市緊急ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金 (誘引木の伐採に対する補助)

補助額

誘引木の伐採にかかる委託費用から、伐採した樹木の販売収入を差し引いた額。樹木1本 につき5万円を上限とする。

対象者

鹿角市内に住所を有する者で、市税等の滞納がない者。

要件等

- ①半径200m圏内に人家が10軒以上ある住宅地周辺に生えている樹木の伐採であること。
- ②栗、柿等、クマを引き寄せる恐れがある樹木であること。
- ③樹木が再生しないよう根元から伐採すること。
- ④樹木の所有者から伐採について同意が得られていること。
- ⑤農業被害の防止を目的としたものでなく、市街地へのクマの出没及び人身被害の防止を目的とした伐採であること。
- ⑥自ら伐採作業を行うものでなく、事業者等への委託により行われる伐採であること。

事業についてのお問い合わせは 鹿角市農地林務課 森林経営管理班 🔃 30-0264へ

#### 森林経営管理制度における調査にご協力ください

#### ~森林の適切な経営管理が求められます~

森林の適切な経営や管理が行われないと土砂災害の防止や水源涵養等へ影響を 及ぼすことが懸念されるため、令和元年度から森林環境譲与税を活用した「森林 経営管理制度」がスタートしました。森林所有者の経営管理に対する意向調査や 現地調査等を今後10年程度かけて順次行い、自らの管理が困難な森林について 計画を定めながら適切な経営や管理に繋げていきます。

調査対象地区の地元自治会においては、調査へのご協力をお願いします。

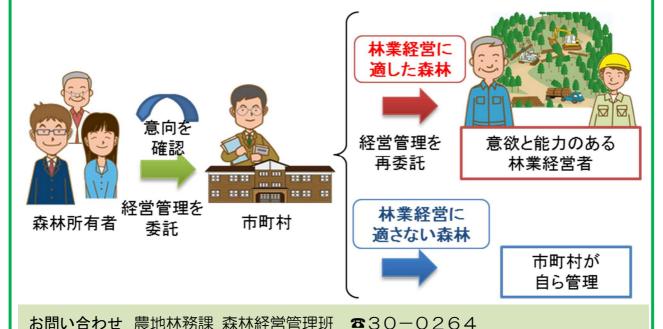
#### 「森林経営管理制度」の実施手順について

- ① 森林の経営管理が近年行われていない人工林を対象に、市から森林所有者の 皆さんに今後の森林の経営や管理についての意向を調査します 〔今年度実施地区:十和田大湯(東部)地区〕
- ② 自ら経営や管理を続けることが難しいと回答のあった森林については、現地の生育状況等調査や森林所有者との協議により、今後の経営管理方法を定めた計画(経営管理権集積計画)を作成します

〔今年度実施地区:花輪長野地区、十和田草木地区 ※昨年度意向調査地区〕

③ 計画を実施するための権利を市に設定(経営管理を委託)していただき、市は、森林の適切な管理のため、意欲と能力のある林業経営者(県の公募により決定)の方に経営を再委託するか、市町村が直接管理します

〔今年度実施地区:花輪内山地区、甘蕗地区〕



#### 個人向け再エネ・省エネ導入等の支援等について 資料8

#### 再エネ推進補助金(太陽光発電設備・蓄電池、木質バイオマス熱利用機器)

◇ 自家消費型太陽光発電設備・蓄電池の導入費用を支援します。

補助額:太陽光発電設備 7万円/kW

蓄電池 5万円/kW または 蓄電池の価格(円/kWh)の1/3以内

※ 但し、15.5万円/kWh (工事費込み・税抜き)以下に限る。

熱利用機器

対象条件:①太陽光発電設備・蓄電池の利用状況を把握し、

定期的に市に報告していただきます。

②蓄電池のみの支援はできません。

◇ 木質バイオマス熱利用機器(薪・ペレットストーブ等) の導入費用を支援します。

補助額:上限10万円 補助率:2/3以内

対象条件:①バイオマスの熱利用は、バイオマス依存率

を60%以上としてください。



#### 省エネ家電購入支援補助金(エアコン、電気冷蔵庫)

◇ 省エネ家電の導入費用を支援します。

補助率:1/2以内 補助額:上限10万円

対象条件:①エアコン 日本産業規格C9901 に基づく多段階評価点3.0以上かつ 寒冷地仕様

②電気冷蔵庫 日本産業規格 C9901 に基づく多段階評価点 3.5 以上

※ 多段階評価点は、統一省エネラベルの省エネ性能の★マークに付記されています。

決定条件:申込み多数の場合は、抽選にて補助事業者を決定する場合があります。





すべてのカテゴリー 🕶 型番、製品名、メーカー名、JANコードなどを入力











#### 省エネ高効率空調・照明等導入補助金(空調機器、LED照明機器)

◇ 高効率な空調や照明等の導入費用を支援します。

補助額:空調機器上限10万円、照明機器上限10万円 補助率:1/2以内

対象条件:①空調機器 従来の空調機器等に対し 30%以上の省 CO2 効果が得られることが必要です。

②照明機器 調光制御機能を有するLED照明機器に限ります。

#### 共通条件

- ◆ 申請し、補助決定後に購入いただきますので、事前に購入した場合は支援できません。
- 国の補助事業を活用していますので、導入後の使用状況などを確認させていただきます。
- 購入等の相手方を決定する場合、見積書の徴取など比較検討をお願いします。
- ◆ 市の許可なく売却等により処分した場合、補助金の返還を求めることがあります。

#### 環境省:脱炭素先行地域への応募について

◎ ゼロカーボンシティ 2030 の実現に向けた取り組みを踏まえ、第5回脱炭素先行地域に応募します。 応募にあたっては、上記事業の実施に加え、(株)かづのパワーの経営などを盛り込む予定です。

#### 安全安心住まいづくり事業について 資料 9

#### 子育て世帯を中心に

#### 改修と中 能容勵人を支援します!

- 補助対象工事費等が10万円以上(消費税含む)
- 市内の建設業者が施工する工事 ※(旧)民間住宅リフォーム支援事業費補助金の交付を受けた方も申請できます

各事業の詳細は 裏面をご覧ください

#### 【事業区分】

耐震改修事業

耐震改修工事

30% 補助対象額の

> 50万円 上 限

③ 脱炭素化促進事業

断熱改修等工事

20% 補助対象額の

> 30万円 ※R6上限拡大 上 限

子育て応援 中古住宅活用事業

> (1)中古住宅の取得 (2)リフォーム等工事

20% 補助対象額の

(1)・(2)それぞれ 上限 5 0万円 ※3

② 住環境向上対策事業

<u>(1)克雪対策</u> (2<u>)バリアフリー対策</u> (3)<u>上下水道等接続</u> (4)リフォーム等工事(高齢者・子育て世帯※1)

20% 補助対象額の

> 10万円 上 限

子育て応援 下水道加入促進事業

下水道等接続工事

補助対象額の 50%

> 30万円 上 限

⑥ まちなか居住促進事業

(1)中古住宅の取得 (2)リフォーム等工事

20% 補助対象額の

(1)・(2)それぞれ 上限 50万円

※1 ②のうち、リフォーム等工事は、高齢者世帯及び子育て世帯のみが対象です。

高齢者世帯:全員が65歳以上である世帯(世帯分離により65歳未満の者と同居する場合は除く) 子育て世帯:18歳未満の子がいる世帯(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を含む)

※2 ④、⑤の事業は、子育て世帯のみが対象です。

※3 ⑤、⑥の事業では、(1)と(2)の併用が可能です。 (合計で最大100万円)

※4⑥の事業は、花輪の中心市街地(※)へ区域外から移り住む世帯が対象です。

(※鹿角市中心市街地活性化プランの対象区域となります。詳しくは都市整備課まで問い合せください。)

• 市内の一戸建ての住宅(附属する車庫及び物置含む)

自己所有(配偶者、親又は子を含む)であって、現に居住しているもの

※併用住宅で住宅以外の床面積が2分の1未満の場合は、住宅部分のみ対象とします。

・居住するために取得する中古住宅 ※ただし、鹿角市ふるさとライフ住宅改修支援補助金の交付を受ける方(住宅)は、 ⑤、⑥の補助金の交付を受けることはできません。

市内に住所がある又は鹿角市に移住する方で、市税等の滞納がない方 対象者

期 限

令和7年2月28日(金)まで

(完了実績報告書の提出は3月21日(金)まで)

注 項 1 ①~⑥の異なる事業区分の補助金併用はできません。

2 国の住宅リフォーム関係補助金 及び 秋田県住宅リフォーム推進事業と併用することができます。

3 補助金の交付は、同一住宅につき1度限りです。(旧補助金は力・4 工事の着手前に、補助金の交付決定を受けておく必要があります。 (旧補助金はカウントされません)

5 補助金の交付から3年以内に当該住宅を第三者に譲渡する予定のある方は申請できません。

問い合わせ 鹿角市都市整備課 建築住宅班 ☎0186-30-0266 HP https://www.city.kazuno.akita.jp/

#### 資料9 安全安心住まいづくり事業について

#### 【各事業の対象費用等】

#### ① 耐震改修事業

- ・耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満であった木造住宅に対し、上部構造評点が1.0以上になるよう補強する工事
- ※ 耐震診断: 秋田県知事が秋田県木造住宅耐震診断技術者として登録した者が、一般財団法人 日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法に 基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価すること

#### ② 住環境向上対策事業

- (1) 克雪対策工事(屋根融雪装置設置、風除室設置、屋根の無落雪化 など)
- (2) バリアフリー対策工事(手すり設置、段差解消、廊下拡幅 など)
- (3) 上下水道等接続工事(上水道引込工事、下水道接続・浄化槽設置工事(トイレの水洗化を含む) など)
- (4) リフォーム等工事
  - ※ 完全分離型の二世帯住宅において、バリアフリー対策工事又はリフォーム等工事を行う場合は、 それぞれ別の補助対象住宅とみなします。

#### ③ 脱炭素化促進事業

- ・断熱改修工事、開口部改修工事(複層ガラス窓、二重窓設置等)、ユニットバス化工事 など
- ※ 断熱改修工事については、改修部位毎に、別に定める熱抵抗値又は必要な厚さ(秋田県住宅リフォーム推進 事業における断熱化工事の要件に同じ)を満たす必要があります。

#### ④ 子育て応援 下水道加入促進事業

- ・下水道等接続工事(下水道接続、トイレの水洗化、便槽・浄化槽撤去(汲取・洗浄・消毒費用を含む)など)
- ※ ユニットバス等、排水設備工事に関係のない内外装工事等は、本項目の補助対象外となります。

#### ⑤ 子育て応援 中古住宅活用事業

#### ⑥ まちなか居住促進事業

- (1) 中古住宅の取得費用(土地及び建物の登記費用等の諸経費を除く)
- (2) 中古取得住宅((1)の住宅)のリフォーム等工事
- ※ 中古住宅:鹿角市宅地・建物データバンクに登録されている建物 又は 鹿角市への移住・定住促進及び宅地・建物データバンク拡充に係る協定を締結した事業者が仲介する建物
- ※(1)取得と(2)リフォーム等工事の両方を行う場合は、補助金は分けて申請いただきます。また、これらを 二か年に分けて実施することができます。
- ※(1)取得は、申請条件が整ってから6か月以内の申請に限ります。

#### ●対象外工事●

- 住環境の向上や長寿命化の伴わない簡易な修繕工事
- ・新築工事又は改築工事(既存住宅の全解体を伴うもの)
- ・増改築又はリフォームを伴わない解体工事
- ・家庭用電気機械器具などの購入や設置
- ・カーテンレールや暖房便座、井戸ポンプなど設備や備品に類するものの設置や取替
- ・住宅用太陽光発電システムの設置工事
- 電話やインターネット等の配線工事
- 門や塀等、いわゆる外構工事(補助対象工事に関わる工事を除く)
- 他の補助制度を利用し、その制度で重複計上が認められていない工事
- ・公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事
- その他、補助金の交付が適当でないと認められる工事

#### 【交付申請書への添付書類】

補助金の交付申請にあたっては、次の書類の添付が必要となります。

- 補助対象工事の工事内訳見積書の写し
- 補助対象住宅の位置図
- 補助対象工事を行う住宅の工事着手前の全景及び工事箇所の写真
- その他市長が必要と認める書類

#### 次の区分の事業については、上記に加え下記書類も必要となります。

- ① 耐震改修事業
  - 耐震改修計画書(補助金交付要綱様式第5号)
- 耐震診断書の写し
- 耐震設計書及び補強計画平面図
- 補強計算書

- ③ 脱炭素化促進事業
  - ・断熱改修計画書(補助金交付要綱様式第6号) ・施工範囲を示した住宅間取り図
  - ・使用する断熱材の種類等を示す書類(カタログ等)の写し
- ⑤ 子育で応援中古住宅活用事業
- ⑥ まちなか居住促進事業
  - ・中古住宅の取得に係る契約書の写し(2)リフォーム等工事の場合は契約書案でも可)
  - ・登記事項証明書(又は登記事項要約書) ※(1)取得の場合のみ
  - ・ 転居後の住民票の写し ※(1)取得の場合のみ

#### 組織機構と主な業務

部等	課名等		班名等		電話番号	担当事務										
				行	政	班	30-0203	行政改革、情報公開、個人情報保護、地区担当員、 庁舎管理、ふるさと鹿角会に関すること。								
	総務	務	課	秘	書	班	30-0204	市長・副市長に関すること。								
				職	員	班	30-0206	職員採用、職員研修、職員に関すること。								
			危機	管	理	室	30-0299	防災、り災証明、遭難対策に関すること。								
総			デジタ	ル行	攻推;	進室	30-0207	デジタル化、電算処理、地域情報化に関すること。								
務	政策	企	画 課	政策推進班			30-0205	広報かづの、統計調査、ふるさと納税、出会い 応援に関すること。								
				鹿角ラ	イフ供	足進班	30-0208	移住・定住の促進、関係人口に関すること。								
部			総 合 (政)	戦略室		30-0201	総合計画の推進、政策研究、国際交流、市政への 意見・要望に関すること。									
	財	政	課	財	政	班	30-0209	市の財政に関すること。								
	<u></u>	以	17.	管則	地	<b>鲁班</b>	30-0210	市の財産、法定外公共物、地籍調査に関すること。								
	契	約	検	3	奎	室	30-0211	入札参加者の登録、入札・契約、主要事業の工事 検査に関すること。								
							30-0221	転入・転出、住民票、戸籍、印鑑証明、印鑑登録、 出生届等、埋火葬及び改葬許可、電子証明書、パ スポートに関すること。								
				戸籍年金球	金班	30-0212	マイナンバー(個人番号)に関すること。									
							30-0223	国民年金に関すること。								
													国保	人医療	<b></b>	30-0222
	市	民	課	支所	窓口	コ班	30-0657	支所・市民サービス窓口に関すること。								
市				花 輔	論 支	所	30-0226									
				十和田支所 30-0227												
民				尾去	沢ラ	支所	30-0228	住民票、戸籍、印鑑証明、納税、納税証明、所得								
部	3			八幡	手平き	支所	30-0229	証明、評価証明に関すること。								
				大湯支	所	30-0230										
				市民サ	ービフ	(窓口	22-2530									
			:境 課		コミュ	ニティ	推進班	30-0202	自治会、集落支援員制度、男女共同参画、総合相 談、市民センター、人権擁護委員、行政相談委員 に関すること。							
	生活	環					30-0258	消費者相談(消費生活センター)に関すること。								
	工作來			環境	<b>推</b> 注	進班	30-0224	交通安全、交通災害共済、防犯、環境、ごみ・リ サイクル、生活バス、空き家、犬の登録、狂犬病 予防注射に関すること。								

部等	課名	等	班名等	電話番号	担当事務
			花輪市民センター	23-3351	
			十和田市民センター	35-3045	生涯学習および社会教育等に関する事業、コミュ
市	生活環	境 課	尾去沢市民センター	23-2553	ーティの醸成を図るための地域活性化に係る事 務事業に関すること。
1111			八幡平市民センター	32-2029	
民			交流センター	23-7007	市民団体等への貸館に関すること。
部	税務	課	課税班	30-0213	所得証明、申告相談、市県民税、法人市民税、軽 自動車税、入湯税、国民健康保険税に関すること。
	竹札	i 床	一张	30-0214	評価証明、固定資産税(土地・家屋・償却資産)、 家屋調査に関すること。
		収納	) 管 理 室	30-0215	納税、納税証明、納税相談、税の口座振替に関す ること。
			総務企画班	30-0233	福祉政策、民生委員、児童委員、福祉施設管理、 在宅当番医に関すること。
	T= T1 40	<i>∀k</i> r ≐m		30-0262	医師確保対策、地域医療に関すること。
	福祉総	務 課	地域福祉班	30-0238	障がい者福祉、戦傷病者・戦没者遺族援護に関すること。
健	<u> </u>		保護班	30-0236	生活保護に関すること。
康福	すこやか子育で課		こども家庭応援班	30-0235	保育園、認定こども園、幼稚園、児童手当・児童 扶養手当、母子・父子生活支援、放課後児童クラ ブに関すること。
祉			健康づくり班	30-0119	各種健(検)診、予防接種、特定保健指導、健康づくり、献血に関すること。
部				22-6322	養育、家庭の相談に関すること。
			家庭センター	30-0265	妊娠、出産に関すること。
	あんしん長寿課		高齢者支援班	30-0234	高齢者福祉、介護保険に関すること。
			介護予防班	30-0103	介護予防サービス、認知症対策、シルバーリハビ リ体操に関すること。
産	産		構造改革推進班	30-0241	農業政策、農業用機械及び設備等の導入支援、人・ 農地プラン、農業振興地域、耕作放棄地対策に関 すること。
業	業農業振	興 課	7X   1   1   1   1   1   1   1   1   1	30-0274	集落営農、認定農業者、新規就農、6次産業化、 農地中間管理機構に関すること。
部			ブランド作物推進班	30-0243	米・野菜・果樹・花き・畜産の生産支援及びブランド化の推進に関すること。

部等	課名等	班名等	電話番号	担当事務
	th 11 76 3m	農地整備班	30-0246	農業農村整備、農業用施設整備、林道管理に関すること。
	農地林務課	森林経営管理班	30-0264	林業振興、有害鳥獣対策、森林の管理に関すること。
産業		観光交流班	30-0248	観光の振興、観光宣伝、観光アクセス利用促進、 都市農村交流、地産地消に関すること。
部	産業活力課	商工振興班	30-0250	商工業の振興、中小企業の支援、雇用創出、労働対策、起業・創業支援、企業誘致、商店街の振興に関すること。
	ゼロカ	ーボン推進室	30-0249	地球温暖化対策、再生可能エネルギーの導入・利 活用に関すること。
	種苗交換	会 事 務 局	30-0691	種苗交換会に関すること。
		計画管理班	30-0261	都市計画、公園管理、土地取引、道路占用の許可 申請に関すること。
建	都市整備課	道路河川班	30-0263	市道管理、除雪、街灯の維持・管理、土木工事、 河川堤防、共動にともなう原材料支給(砕石、草 刈り替刃等)に関すること。
設		建築住宅班	30-0266	建築確認申請、住宅リフォーム申請、市営住宅、 建築・住宅の相談に関すること。
部		水道お客様センター	30-0273	上下水道料金の納付、水道開閉栓の申込みに関すること。
	上下水道課	管 理 班	30-0275	合併処理浄化槽、下水道受益者負担金、農業集落 排水受益者分担金に関すること。
		上下水道班	30-0270	上水道工事、公共下水道工事、農業集落排水工事 に関すること。
会	計 課		30-0216	支払い全般、物品の公売に関すること。
	総務学事課	総務班	30-0290	小・中学校等施設の維持管理・整備、奨学金に 関すること。
	花 伤 子 争 硃	学事指導班	30-0291	小・中学校の就学関係、学校保健、学校給食、 通学区域に関すること。
教育	4. 冰上 5.4 323 3HI	社会教育班	30-0292	生涯学習、社会教育、社会教育施設の管理、青少年健全育成、出前講座に関すること。
教育委員会事務局	生涯学習課	文化財振興班	30-0294	文化財の保護、天然記念物、文化芸術に関すること。
野務局	文化	の杜交流館	30-0293	文化の杜交流館の管理運営に関すること。
	スポーツ	振 興 課	30-0297	スポーツの推進、体育団体の育成指導、体育施設の管理、各種スポーツ大会の実施に関すること。
	国民スポーツ	大会事務局	30-1141	国民スポーツ大会に関すること。
大湯ストーンサークル館			37-3822	大湯環状列石、史跡の保護、埋蔵文化財、世界 文化遺産に関すること。

事務局	電話番号	担当事務
議会事務局	30-0280	市議会、議会の傍聴、議事調査、議会だより、政 務活動費に関すること。
監查委員事務局	30-0282	市の事務の監査、住民監査請求窓口に関すること。
農業委員会事務局	30-0283	農地の売買・貸借・転用・紛争・贈与・税金、 農業生産法人、農業者年金に関すること。
選挙管理委員会事務局	30-0285	公職に関する直接請求窓口、選挙に関すること。